

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した NPO 法人の社員総会開催手続き

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために大人数が集まることは自粛せねばならない状況の中、社員総会等の開催方法で悩んでいる NPO 法人は多いのではないのでしょうか。

そこで、社員総会の開催形態にはどのような方法があるのか、また、それぞれの形態において、どのような決議方法や注意点があるのか、まとめましたので、自団体の定款を見ながら、どの方法が自団体に相応しいのか検討してください。

また、山梨県では、5月20日付けで「イベント等の開催時における留意事項」を公開しましたので、社員総会を開催される場合は、本留意事項に留意のうえ、感染防止対策を徹底するよう協力願います。

なお、みなし総会については、今回のように社員が集まりにくい状況や緊急性がある場合などでの運用を推奨しています。通常は法の趣旨に基づき、毎年1回の通常社員総会の開催を努めていただきますようお願いいたします。

### 社員総会の開催形態一覧（概要）

開催の形態	表決の方法	注意事項
出席による社員総会	① 出席 ② 代理人（委任） ③ 書面表決又は電磁的方法	NPO 法第 14 条の 7 <sup>*1</sup> に規定。 議事録作成のために議長と定款で定める議事録署名人に必要な人数は実際に社員総会への参加が必要 ただし、③中の電磁的方法（メール等）は定款への記載が必須。
WEB 会議・テレビ会議による社員総会	IT・ネットワーク技術の活用	役員のみならず、社員も発言したいときは自由に発言できるようなマイク等が準備され、その発言を他者や他の会場にも即時伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていることが必要。
みなし総会 <sup>※2</sup> （社員総会の決議の省略）	書面表決又は電磁的方法	NPO 法第 14 条の 9 <sup>*3</sup> に規定。 社員（正会員）全員の同意が必要。

※1 NPO 法（社員の表決権）

第 14 条の 7 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は 書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができる。

※3 みなし総会については、今回のように社員が集まりにくい状況にある場合や、緊急性がある場合などでの運用を推奨しています。通常は法の趣旨に基づき、毎年1回の通常社員総会の開催を努めていただきますようお願いいたします。

※2 NPO 法（表決権のない場合）

第 14 条の 9 理事又は社員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

## イベント等の開催時における留意事項

1. 適切な感染防止対策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）を講ずること。
2. イベント等そのものを感染拡大のリスクの低い場で行う場合であっても、イベント等の前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等はこうした交流等を極力控えることを呼びかけること。
3. イベント等の形態や場所によっては感染拡大のリスクが異なることに十分留意し、例えば、ライブハウスやナイトクラブなど、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、参加人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。
4. また、イベントの主催者等は、参加者名簿作成による連絡先等の把握や、特定警戒都道府県などからの参加の制限など、感染の拡大防止への取り組みを行うこと。

【注意】本手引きは令和2年5月21日現在の情報をもとに作成していますので、最新情報を確認の上、運用いただけますようお願いいたします。

### 問い合わせ先

山梨県県民生活部県民安全協働課 NPO・人権担当

TEL：055-223-1351

Mail：shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp

## Q&A

**Q1** 新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、社員総会が開催しづらい状況です。  
社員総会の開催を省略することはできますか。

**A1** NPO 法人は、毎年1回必ず社員総会を開催することが義務づけられていますので、社員総会の開催を省略することはできません。  
また、理事会の開催は、法律による義務ではありませんが、自団体の定款に記載があれば、開催しなければなりません。定款に理事会の議決事項として「社員総会に付議すべき事項」を定めている場合は、社員総会前に理事会の議決も必要です。

**Q2** 社員（正会員）が集まりにくい状況ですが、社員（正会員）が社員総会に出席せずに表決権を行使することはできますか。

**A2** 社員（正会員）の出席による表決ほか「書面」による表決、また、「代理人（委任）」による表決が可能です。定款に定めていれば「電磁的方法（メール等）」による表決も可能です。実際に出席しなくても、社員総会への出席者数としてカウントすることができます。  
ただし、いずれの表決方法場合でも、議事録作成のために議長と定款で定める議事録署名人に必要な人数は実際に社員総会への参加が必要です

**Q3** WEB 会議やテレビ会議などのオンラインで社員総会を開催することはできますか。

**A3** 社員（正会員）が実際に集まらずとも、様々なIT・ネットワーク技術を活用することによって、実際上の会議と同等の環境が整備されるのであれば、社員総会を開催したものと認められます。その場合は、役員のみならず、社員（正社員）も発言したいときは自由に発言できるようなマイク等が準備され、その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていることが必要です。  
また、議事録の開催場所として「オンライン会議システムによる開催」などと記載してください。出席者数には、内訳としてオンラインで参加した人数を記載してください。

**Q4** みなし総会（社員総会の決議の省略）とは。

**A4** 社員総会そのものを省略することはできませんが、NPO 法では「社員総会の決議の省略」（法第14条の9）、いわゆる「みなし総会」が定められています。定款に記載がなくても、書面又は電磁的記録により社員総会を開催せずに総会の議決があったと見なすことが可能ですが、社員（正会員）全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示を示した場合のみ決議することができます。

**Q5** それでも社員総会の開催を延期せざるを得ず、事業報告書の提出や納税を遅らせることはできませんか。

**A5** まず、組織内でよく話し合った上で、客観的に見て合理的な理由がある場合は、当課にご相談ください。  
また、税務署への納税については、申告期限、納付期限の延長が認められます。税務署へは、申告期限後であっても、申告書を提出するときに、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

**Q6** 社員総会の招集通知等において、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために社員に来場を控えるよう呼びかけることは可能ですか。 **NEW**

**A6** 可能です。会場を設定しつつ、感染拡大防止策の一環として、社員に来場を控えるよう呼びかけることは、社員の健康に配慮した措置と考えます。  
なお、その際には、併せて書面や電磁的方法による事前の議決権行使の方法を案内することが望ましいと考えます。

**Q7** 会場に入場できる社員の人数を制限することや会場に社員が出席していない状態で社員総会を開催することは可能ですか。 **NEW**

**A7** 可能です。Q6のように社員に来場を控えるよう呼びかけることに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合には、合理的な範囲内において、自社会議室を活用するなど、例年より会場の規模を縮小することや、会場に入場できる社員の人数を制限することも、可能と考えます。

現下の状況においては、その結果として、設定した会場に社員が出席していなくても、社員総会を開催することは可能と考えます。この場合、書面や電磁的方法による事前の議決権行使を認めることなどにより、決議の成立に必要な要件を満たすことができます。

なお、社員等の健康を守り、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために社員の来場なく開催することがやむを得ないと判断した場合には、その旨を招集通知やHP等において記載し、社員に対して理解を求めることが考えられます。

**Q8** Q7に関連し、社員総会への出席について事前登録制を採用し、事前登録者を優先的に入場させることは可能ですか。 **NEW**

**A8** 可能です。Q7の場合における会場の規模の縮小や、入場できる社員の人数の制限に当たり、社員に出席を希望する者に事前登録を依頼し、事前登録をした社員を優先的に入場させる等の措置をとることも、可能と考えます。

なお、事前登録を依頼するに当たっては、全ての社員に平等に登録の機会を提供するとともに、登録方法について十分に周知し、社員総会に出席する機会を社員から不公正に奪うものとならないよう配慮すべきと考えます。

**Q9** 発熱や咳などの症状を有する社員に対し、入場を断ることや退場を命じることは可能ですか。 **NEW**

**A9** 可能です。新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、ウイルスの罹患が疑われる社員の入場を制限することや退場を命じることも、可能と考えます。

**Q10** 新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、社員総会の時間を短縮すること等は可能ですか。 **NEW**

**A10** 可能です。新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合には、社員総会の運営等に際し合理的な措置を講じることも、可能と考えます。

具体的には、社員が会場に滞在する時間を短縮するため、例年に比べて議事の時間を短くすることや、社員総会後の交流会等を中止すること等が考えられます。

**Q11** みなし総会（社員総会の決議の省略）では、社員（正会員）全員の同意が必要とのことだが、定款を「社員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、…」と変更することは可能ですか。 **NEW**

**A11** NPO 法第 14 条の 9 において、「全員」と明記されており、ただし書きもないことから、割合を変更することはできません。